

令和7年度 石川県会計年度任用職員の募集案内

石川県立こころの病院

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

1 募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

区分	勤務場所	主な職務内容	採用予定数
短時間 非常勤職員	石川県立こころの病院 (かほく市内高松ヤ36)	こころの病院の医局における次の業務 ・勤務時間集計等の勤務管理 ・出張手続きなどの事務 ・日程管理、資料整理・修正作業 ・その他ワード、エクセルによる資料作成 ※医療事務に興味がある方、医療関係資格を有することが望ましい。	1名程度

※上記以外の県の会計年度任用職員の募集については、県のホームページ又はハローワーク等でご確認ください。

2 勤務条件等

項 目	内 容
任 用 期 間	令和7年の任用開始の日から令和8年3月31日まで
勤 務 時 間	次の①または②（次の条件の中で相談に応じます。） ① 1日5時間以内（8:30～17:15の間で5時間以内）で、月20日以内（ただし、勤務時間は週あたり29時間未満です。休憩時間は、勤務時間により60分以内です） ② 1日7時間45分勤務（8:30～17:15 休憩時間60分を含む）で、月15日以内
休 日 等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
報 酬 等	報酬時間額 1,129円（予定） ※報酬時間額は、学歴・職務経験等を考慮して決定します。 ※その他、期末手当（R7年度6月期：0.375月、R7年度12月期：1.25月）、勤勉手当（R7年度6月期：0.315月、R7年度12月期：1.05月）、通勤手当相当額が支給されます。（条例改正等により変更される場合あり）。ただし、支給要件があります。
休 暇	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。公務上又は通勤による災害についての補償制度があります。ただし、適用要件があります。
服 務	地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 （例）法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等 採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に短時間非常勤職員として採用されます。

3 応募資格

次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参又は郵送してください。

（宛先）

〒929-1293

石川県かほく市内高松や36

石川県立こころの病院 総務課

※封筒の表に「石川県会計年度任用職員希望」と朱書きしてください。

5 応募期間

随時（決まり次第終了）

※窓口での受付時間は、8時30分から17時15分までとなります。

※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

6 選考試験

(1) 選考方法

応募用紙をもとに、面接試験を行います。

(2) 面接日

面接日時及び会場は、応募から1週間以内に応募者にご連絡します。

(3) 内定

選考試験の結果については、面接後約2週間以内にご連絡をします。

7 その他

- ・提出された書類は一切返却しません。
- ・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報は、採用事務以外の目的には一切使用しません。

＜問い合わせ先・応募先＞

〒929-1293

石川県かほく市内高松や36

石川県立こころの病院 総務課

TEL : 076-281-1125

FAX : 076-282-5356